

## 病児・病後児保育の受け入れについて

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザなどと同じ5類感染症とすることとされました。しかしながら、依然として感染力が強いものと考えられ、感染の拡大を防止するためにも、次のとおり受け入れについて、ご理解・ご協力をお願いいたします。

- 1 発熱及び風邪症状（咳、鼻汁、咽頭痛等）がある場合  
診療情報提供書（利用連絡票）（別記様式第3号）の記載内容で病名・病状が不明な場合は、主治医に検査を実施してもらい受け入れについて判断すること。
  
- 2 受入れできない場合
  - (1) 利用希望の子どもや同居する家族が、医療機関において新型コロナウイルス感染症の検査の結果、陽性と診断を受けた場合または陽性の疑いがあると診断された場合
  - (2) 上記(1)の者で、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過していない場合

※ ご利用にあたってのお願い

- ・ マスクがつけられるお子さんについては、可能な範囲でマスク着用のご協力をお願いいたします。
- ・ 万が一、病児保育ご利用後1週間以内にお子さんやご家族に新型コロナウイルス感染症が確認された場合（感染疑いを含む）は、速やかに那須南病院総務課（電話：0287-84-3911）まで申し出いただきたくお願いいたします。